

健保

ニュース

「新しい生活様式」における
熱中症予防のポイント

新型コロナウイルス感染防止において3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集・密接・密閉）」を避ける等の『新しい生活様式』が求められています。今年の夏は感染予防を行いながら、例年以上に熱中症にも気を付けましょう！

①暑さを避けましょう

換気扇や窓開放で換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。急に暑くなった日は特に注意！

②適宜マスクを
はずしましょう

気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意!! 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すようにしましょう。また、マスク着用時は負担のかかる作業や運動を避け、人との距離を十分にとった上で、マスクを外して休憩を。

③こまめに水分補給しましょう

のどが渇く前に水分補給をしましょう。大量に汗をかいたときは、塩分も忘れずに。

④日頃から健康管理を
しましょう

日頃から体温測定、健康チェック。体調が悪いと感じたときは、無理をせず自宅で静養しましょう。

⑤暑さに備えた体づくりを
しましょう

水分補給を忘れずに、無理のない範囲で適度な運動をしましょう。



詳細は、環境省・厚生労働省のホームページをご確認ください。

公 告

第五号 規約の一部改正

●第一条に第三項を加え、次のとおりとする。「組合会はテレビ会議システム及びWEB会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。」

●第二条において、「組合会において傍聴を禁止する決議があったとき」を「組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したとき」に改める。

●第三条に第二項を加え、次のとおりとする。「理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第二〇条第一項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正一五年勅令第二四三号。以下「施行令」という。）第九条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。」

- (一) 議員の疾病、負傷
- (二) 議員に係る災害又は交通途絶
- (三) 災害等の発生による外出自粛要請

●同条に第三項を加え、次のとおりとする。「理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。」

●第四条第一項を次のように改める。「会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。」

- (一) 会議システムで組合会を開催した旨
- (二) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで、議案の審議に入った旨
- (三) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (四) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

●同条に第三項を加え、次のとおりとする。「書面による議決をおこなった場合の会議録には、第一項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。」

●同条に第四項を加え、次のとおりとする。「会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにより選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合には、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。」

●第三十一条の見出しにおいて、「（理事会の招集）」を「（理事会の招集の手続き）」に改める。

●同条に第五項を加え、次のとおりとする。「理事会は会議システムにより開催することができる。」

●第三条に第六項を加え、次のとおりとする。「理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第三項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。」

- (一) 理事の疾病、負傷
- (二) 理事に係る災害又は交通途絶
- (三) 災害等の発生による外出自粛要請

●同条に第七項を加え、次のとおりとする。「理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。」

●第三十八条において、「健康保険法施行令（大正一五年勅令第二四三号。以下「施行令」という。）を「施行令」に改める。

●附則を次のように改める。「この規約は、令和二年六月一日から施行する。」

以上のとおり公告します。

MEITETSU KENPO

ケンポの
トリセツ退職したら健康保険は
どうすればいいですか？

現在お持ちの「健康保険証」は、会社へ返却してください。

～退職日の翌日から使用できません～

退職後は、新たに健康保険へ加入します。

～再就職や家族の被扶養者になる場合を除き、ご自身で手続きしなければなりません～



再就職される場合

再就職されない場合
(無職の方、自営業の方、パートの方 等)加入する
健康保険就職先の
健康保険名鉄健保
(任意継続被保険者
として加入※最長2年)

国民健康保険

ご家族の勤務先の
健康保険
(被扶養者として加入)

手続き先

就職先
(健康保険証は就職先で
手配してもらえます)名鉄健保の窓口
(遠隔地の方は
郵送で手続きできます)市区町村の窓口
(住民票のある
市区町村です)ご家族の勤務先
(被扶養者の
申請手続きが必要)

留意点

社会保険適用事業所
の場合に限ります手続きは、退職日の
翌日から20日以内です手続きは、退職日の
翌日から14日以内です手続き方などの詳細は
ご家族の勤務先または
加入する健康保険組合
へご確認ください

※75歳からはそれまで加入していた健康保険から後期高齢者医療制度(後期高齢者医療被保険証)へ切り替わります。



通院中の方は、受診の際に病院受付窓口へ、新しい保険証を提示してください。



★詳しくは名鉄健保のホームページをご覧ください。

名鉄健保

検索

トップページ

退職する

お申込み
好評受付中!

無料歯科健診



オンライン禁煙プログラム



市区町村等が発行する

公費負担医療証※をお持ちの方は、コピーを健保へ
提出してください。

※特定疾患医療、障害者医療、ひとり親家庭医療など(乳幼児医療助成は除く。)

保険証

保険証とセットで
管理している方が
多いと思います。

医療証

プライバシーに
かわかるから、
提出しづらいなあ…
どうして提出が
必要なの??提出がないと誤って
給付をしてしまう
恐れがあり、返金
していただくこと
になりますので、ご協力
お願いいたします。医療費の自己負担を確認するためです。
病気によっては、全額または自己負担分を国や
地方自治体が負担するものがあります。
その場合、給付金は支給できません。

詳細はけんぽホームページ

手続き・申請 → 医療費助成を受けている

申請書類一覧 → 市区町村の医療費助成に関する届出書
をご覧ください